

寄付金に関わる税制上の優遇処置について

本法人は、三重県より「特定公益増進法人の証明書」及び「税額控除に係る証明書」の交付を受けておりますので、本法人に2,000円を超える寄附をされた方は、寄附金額に応じて税制上の優遇措置を受けることができます。

【ご参考】国税庁(一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除))

*会社員等の給与所得のみの方は、確定申告を行うことで、所得税は還付金として指定された口座に振り込まれ、住民税は翌年分の給与(翌年6月～翌々年5月の1年間)から差し引かれます。

【ご注意ください】

- 優遇措置を受ける場合、**寄附者様ご本人による確定申告の手続き(翌年の2月中旬から3月中旬)が必要**となります。この手続きには、「**寄附金受領書**」と「**特定公益増進法人であることの証明書(写し)**」もしくは「**税額控除に係る証明書(写し)**」が必要となります。この書類は、入金確認後、「寄附金受領書」、「特定公益増進法人であることの証明書(写し)」及び「税額控除に係る証明書(写し)」を郵送いたします。
- 受験生、新入生及びその保護者・保証人の皆さま
入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間に頂いたご寄附につきましては、税制上の優遇の対象外となります。

例)2020年4月の入学生及びその保護者・保証人の皆さま

2021年1月1日以降に本法人にご寄附をされると、寄附金額に応じて税制上の優遇措置を受けることが可能です。

【ご参考】国税庁(法第78条《寄附金控除》関係 入学に関してする寄附金の範囲)

1. 「所得税」の税制上の優遇措置

税額控除か所得控除かのどちらかの選択になります。

(1) 税額控除制度

「寄附金受領書」と「税額控除に係る証明書(写し)」が必要となります。

$$\text{所得税の控除額}(\ast 1) = (\text{当該年中に支出した寄附金の額}(\ast 2) - 2,000 \text{円}) \times 40\%$$

※1 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限。

※2 その年の総所得金額等の40%相当額が上限。

(2) 所得控除制度

「寄附金受領書」と「特定公益増進法人であることの証明書(写し)」が必要となります。

$$\text{所得税の控除額} = (\text{当該年中に支出した寄附金の額}(\ast 3) - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税の税率}(\ast 4)$$

※3 その年の総所得金額等の 40%相当額が上限。

※4 所得税の税率(令和元年10月時点の国税庁ホームページより)

所得金額(※3)	所得税の税率
195 万円以下	5%
195 万円を超え 330 万円以下	10%
330 万円を超え 695 万円以下	20%
695 万円を超え 900 万円以下	23%
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%
4,000 万円超	45%

※5 昨年分の所得金額は、市区町村にて発行される「所得証明書」等に記載されています。また、会社員等で給与所得のみの方は、「源泉徴収票」の“給与所得控除後の金額”欄の金額が所得となります。

〔ご参考〕 税額控除制度または所得控除制度を利用した場合の控除（還付）金額の目安

寄附金額	課税所得金額							
	500 万円		800 万円		1,000 万円		2,000 万円	
	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除
1 万円	3,200	1,600	3,200	1,840	3,200	2,640	3,200	3,200
10 万円	39,200	19,600	39,200	22,540	39,200	32,340	39,200	39,200
50 万円	143,125	99,600	199,200	114,540	199,200	16,340	199,200	199,200
100 万円	143,125	199,600	301,000	229,540	399,200	329,340	399,200	399,200

単位ない数字は源泉税の還付金額の目安です。

2. 「住民税」の寄附金税額控除

本法人にご寄附いただいた年の翌年 1 月 1 日の住所が「三重県」の方が対象です。

確定申告する際に、確定申告書の右面の「住民税に関する事項」の「寄附金控除」の「条例指定分」の欄のうち、

「都道府県」欄に以下の計算式に基づき、控除率 4% で控除額を記入ください。

「市区町村欄」（熊野市在住の方を除く）に以下の計算式に基づき、控除率 6% で控除額を記入ください。

$$\text{住民税の控除額} = (\text{当該年中に支出した寄附金額}(\ast 6) - 2,000 \text{ 円}) \times \text{控除率}(\ast 7)$$

※6 その年の総所得金額等の 30% が上限です。

※7 控除率は以下のとおり

熊野市以外の三重県内の市町 **控除率** 10%(県指定 4%+市町指定 6%)

熊野市 **控除率** 4%(県指定 4%)

【ご参考】[三重県「個人住民税の寄附金控除制度が拡充されています！～県が条例で指定している寄附金のお知らせ～」](#)